

愛知県環境影響評価審査会衣浦港3号地廃棄物処分場部会会議録

1 日時

平成18年7月28日(月)

午前10時から午前11時30分まで

2 場所

愛知県自治センター 4階 大会議室

3 議事

(1) 衣浦港3号地廃棄物最終処分場整備事業に係る環境影響評価方法書について

ア 関係町長意見について

イ 部会報告について

(2) その他

4 出席者

(1) 委員

岩田部会長、梅村委員、清水委員、田中委員、坂東委員、廣島委員
(以上6名)

(2) 事務局(愛知県)

(環境部)岩淵技監

(環境活動推進課)山本課長、猿渡主幹、酒井主任主査、平野主査、
藤田技師、関本技師

(大気環境課)近藤主査、国立技師

(水地盤環境課)吉田技師

(自然環境課)西野課長補佐

(資源循環推進課)伊藤主任主査、杉本主任主査

(3) 事業者

(財団法人愛知臨海環境整備センター)

田村常務理事、浅野課長、藤野課長、小木曾企画官、谷口主査、
石原技師

5 傍聴人等

傍聴人1名、報道関係者なし

6 会議内容

(1) 開会

(2) 議事

ア 衣浦港3号地廃棄物最終処分場整備事業に係る環境影響評価方法書について

- ・ 会議録の署名について岩田部会長が、坂東委員と廣畠委員を指名した。
- ・ 事務局より、衣浦港3号地廃棄物最終処分場整備事業に係る環境影響評価方法書についての「関係町長意見」（資料1）及び部会報告案（資料2）について説明があった。

< 質疑応答 >

【坂東委員】 武豊町長意見の2(1)イに「東海、東南海地震が同時に発生した場合を想定した護岸構造」とあるが可能な話なのか。

【事務局】 同時発生したときの震動波形をシミュレーションした上で設計を行う。

【坂東委員】 武豊町長意見の2(3)イ(ア)「富貴ヨットハーバーに流木等の滞留が懸念される」とあるが、これまでに実際に起こっている話なのか。

【事務局】 過去にも流木が滞留したことはある。また、富貴ヨットハーバーは潮流だけでなく風の影響によって滞留しやすい場所である。

【坂東委員】 この場所のごみ等もたまりやすい場所であるということか。

【事務局】 風によってたまりやすい場所ではあるが、常にたまるのではなく、台風等の後にたまることが多い。

【坂東委員】 武豊町長意見では、「潮流の変化によって」とある。もしも、流木等がたまったときの対応など、そこまで求めるのか。

【事務局】 部会報告案では、「潮流の変化による周辺海域への影響について適切に把握等する。」としている。

【坂東委員】 具体的には、どこまで対応を求めるつもりなのか。

【事務局】 影響を把握した上で、調整していくよう求めるものである。

【岩田部会長】 富貴ヨットハーバーに滞留しているのは川からの流木なので、引き潮によるものと考えられる。従って、風向きにもよるが、埋立てによってたまりにくくなることも考えら

れる。

【坂東委員】 排水については、安定型廃棄物埋立区画と管理型廃棄物埋立区画の2区画から一緒に排出するのか。それとも別々なのか。

【事務局】 別々に排出する計画である。なお、安定型埋立区画については沈殿させてから排出する。

【坂東委員】 武豊町長意見の2(3)イ(ウ)「浸出液処理水の放流先は～別の方向について検討すること。」とあるが、南以外に放流することを求めているのではないか。なお、部会報告案の3(2)は「排出口の位置については、調整すること」となっており、これでは、部会として変更を求めているようにも受けとれる。

【事務局】 処分場からの排水はきちんと処理されて出てくるものであるが、地元の関係者にはいろいろ考えがあるので、町長として指摘してきたのだと思う。結果として、南に排出することになるかもしれないが、調整をするように求める表現としている。

【岩田部会長】 埋立免許上でも排出口は南であり、旭硝子の排出口も南なので、処分場の排出口だけ変更することに疑問を感じる。

【坂東委員】 部会報告では「関係者と調整する」ではなく、「調整の上、再考する」という表現などにしてはどうか。個人的には、南がいいと思うので、南を否定しない表現にしてほしい。

【事務局】 「関係者と調整の上、適切な位置とすること」と修文させていただきたい。

【廣島委員】 全般的事項にある「事業計画の検討」について、処分場計画だけを考えればいいのか。埋立終了後の利用については考えなくてもいいのか。

【事務局】 工業用地として利用するということで埋立の免許を取得しているが、今回のアセスでは、廃棄物の埋立処分による影響を評価するものである。なお、工業用地として利用する予定であることは当初計画と変わらない。

【廣島委員】 護岸の設計は、工業用地としての利用が担保されているということか。

【事務局】 護岸の基準については、工業用地の護岸よりも廃棄物処分場としての方が厳しいものになっている。

【廣島委員】 工業用地として利用できるかと考えていいのか。

【事務局】 埋立地に設置する構造物の種類にもよるが、一般には工

業用地にするよりも、廃棄物処分場の護岸としての基準が厳しくなっている。なお、廃棄物処分場の場合、廃棄物を埋め立てることが処分場の供用に当たり、方法書では処分場の建設工事から廃棄物の埋立までの影響についての調査・予測の項目及び手法について審査するものである。

【廣 島 委 員】 環境影響評価としてはそれでいいのかもしれないが、目的や、跡地の利用でこんないいことがあるということを強調すべきである。

【清 水 委 員】 港湾計画上、埋立用材の変更だけをしたのか。

【事 務 局】 港湾計画の変更はこれから行う。なお、埋立が完了した後、浸出液処理等、廃棄物処分場としての法的な規制が解除された段階で、工業用地としての利用が可能になると考えている。

【廣 島 委 員】 そのことがなぜ方法書に記載されていないのか。住民意見をみると、ただ単にごみを埋め立てる事業としか受け取られていない。

【坂 東 委 員】 確かに方法書には記載されていないが、パンフレットには書かれている。説明会等で跡地の話をきちんとしないと住民の理解が得られにくいのではないか。

【岩田部会長】 自明の理とせず、もう少しわかりやすく書く必要はあると思う。

【事 業 者】 ご指摘の点については方法書の表紙の次のページに記載したつもりであったが、ご指摘を踏まえ、準備書を作成する際にはもっとわかりやすい記述を心がけたい。なお、概要版の61ページには、廃棄物最終処分場整備事業の検討と環境影響評価との関係について記載してある。

【廣 島 委 員】 準備書では、誤解を招かない書き方にしてほしい。処分場の整備事業だけだとネガティブなので、新しく土地ができるという、プラスの面も記載すべきである。

【事 務 局】 今回の部会報告案の5(2)に、準備書の作成に当たってはわかりやすく記載することを指摘している。また、跡地利用についても記載すべきという住民意見については、部会報告案の5(1)の「調査、予測及び評価に当たっては、方法書に対する住民などの意見を十分に検討すること。」で対応している。

【岩田部会長】 あえて言えば、本事業によって2倍・3倍の価値にもなるということである。廣島委員が懸念をもたれているのは

構造的なことについてと思うが、跡地が利用できるよう十分考慮した上で造るよう対応を求めたい。

【廣 島 委 員】 方法書では、跡地利用についてはよくわからない気がする。

【事 務 局】 方法書では事業計画については踏み込んで書いていないが、準備書にはわかりやすい記述を求めていく。

【廣 島 委 員】 このままだと、住民に単純にごみを捨てる事業としか思われていないようなので、価値がある事業であるということが伝わるよう、事業者が適切に対応してくれると思っている。

【清 水 委 員】 部会報告案の4に「生物の生息・生育環境の創出に配慮した護岸」という表現があるが、「創出」という表現を使うと、本事業が藻場や海草藻類を消失させることが前提の事業であると思われかねない。

【事 務 局】 埋立実施区域の水深は深いので、おそらく藻場は存在していないと思われる。

【清 水 委 員】 臨港道路については本事業の前提条件のようであるが、方法書には触れられていないが、それで問題はないのか。また、工事中のことについては部会報告案の2(3)では臨港道路の工事について触れられているが、本事業の前提として道路建設事業があるということについての記述がないと、住民等にはわかりにくいのではないか。

【事 務 局】 臨港道路建設と処分場建設が別事業であることは、方法書に記述されている。

なお、予測・評価地点について、あるいは他の事業の進行については、部会報告案の1(3)で言及している。

【清 水 委 員】 準備書の段階できちんと記述していただければと思う。

【岩田部会長】 清水委員から出された部会報告案の、4の「創出」という表現についてはどうなのか。

【清 水 委 員】 削除したほうがいい。

【事 務 局】 それでは部会報告案の4については、「創出」という部分を削除し、「生物の生息・生育環境に配慮した護岸」という表現に改めたい。

【廣 島 委 員】 部会報告案の1(2)について、海上輸送への代替だけでいいのか。また、「工事用車両や廃棄物運搬車両の運行に伴う環境負荷の低減の観点から」と言っているが、廃棄物運搬車両の対応がなく、奇妙な感じがする。

- 【事務局】 武豊町長意見の1のウに、「工事車両及び廃棄物運搬車両等」となっており、工事用車両だけには限定しなかったのである。なお、廃棄物運搬車両に関しては、「海上輸送に代替することなど」という表現にしており、「など」に意味をこめているつもりである。
- 【清水委員】 武豊町長意見1のウの結論としては「道路ネットワークの整備」を求めているはずである。部会報告ではそのことには触れていないのではないか。
- 【事務局】 県が武豊町長に求めたのは、環境の保全の見地からの意見であり、この内容は環境の保全の見地からの意見ではないので、部会報告や知事意見には盛り込むことは難しいと考えている。町長意見の1のウは、町の意向をどうしても伝えたいということで書かれたと思われ、別途考慮したい。
- 【岩田部会長】 もう少し簡単な形で、廃棄物の運搬に関して述べられないのか。「搬入路の検討」などを入れてはどうか。
- 【事務局】 方法書11ページに搬入計画が記載されており、「ルートを検討」とするとそれ以上のことを求めることになったり、逆にこれ以外のルートの検討を求めることになる。
- 【坂東委員】 「ルートの徹底」などはどうか。実際に、そのルートを通るかどうかの義務付けは別として、ルートを示すべきではないか。
- 【廣畠委員】 ルートだけでなく、搬入の時間帯の調整などについても盛り込めるとよい。
- 【事務局】 部会報告案1(2)については、「工事用車両や廃棄物運搬車両の運行に伴う環境負荷の低減を図るため、搬入の時間・ルートの遵守を徹底するとともに、工事用資機材の輸送について実行可能な範囲で海上輸送に代替することを検討すること。」に修正したい。
- 【田中委員】 部会報告案5(2)は、「住民などにわかりやすい内容とすること」としか書かれていないが、武豊町長意見では「事業内容及び用語についてできるだけ平易な表現を用い」とある。この方法書は、自分自身が読んでも、専門外のところは難しく感じたが、部会報告に「用語をわかりやすく」など、追加する必要はないのか。
- 【事務局】 国からの指示もあって、わかりやすい方法書とするため、全国で初めて方法書の概要版をつくり、この中に用語集を掲載するなど、事業者も努力はしている。このため、県と

しては、「わかりやすい内容とすること」ということで、具体的に解説をつける用語の種類などについて指導していきたい。

【坂東委員】 部会報告案の3(1)について、「周辺海域への影響について適切に把握等すること」について、「把握等」の「等」は不要ではないか。

【岩田部会長】 潮流の他にも、風・波浪等などいろんな外力の影響があるので「等」としていただいていた。「周辺海域への影響等」としてはどうか。

【事務局】 「周辺海域への影響等について適切に把握すること」に修正する。

- ・ 資料2の部会報告案に以下の修正を加えたものを部会報告とすることで合意した。

< 修正箇所 >

1 全般的事項

(2) 「低減の観点から、工事用資機材の～」

「低減を図るため、搬入の時間・ルート of 遵守を徹底するとともに、工事用資機材の～」

「代替することなど」 「代替すること」

3 水質、底質

(1) 「周辺海域への影響について適切に把握等すること」

「周辺海域への影響等について適切に把握すること」

(2) 「調整する」 「調整の上、適切な位置とする」

4 動物、植物、生態系

「生息・生育環境の創出に配慮」 「生息・生育環境に配慮」

イ その他

- ・ 事務局から特にない旨、発言があった。

(3) 閉会